

	鳥取県公報	令和7年9月30日（火） 第9729号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 港湾区域内の船舶の保管（573）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・ 2		

告 示

鳥取県告示第573号

令和7年鳥取県告示第521号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月30日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 屋 隆 志

1 保管した船舶

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
末広丸（T T 3－7982）	白色	1 隻	鳥取市港町13（鳥取港5号野積場）	令和7年9月3日（水）午前9時	令和7年9月3日（水）午前9時	鳥取市港町13（鳥取港5号野積場）

2 引取り方法

（1）引取り期間及び時間

令和7年9月30日（火）から令和8年3月4日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和7年12月4日（木）までに船舶の引取りがない場合において、評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、港湾法第56条の4第5項及び第6項の規定に基づき当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

（2）問合せ先

鳥取市港町8

鳥取県鳥取港湾事務所

電話 0857-28-2432

（3）引き取る際に必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した工作物等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を2

（2）の場所において閲覧に供する。